

独立行政法人労働者健康福祉機構法案の概要

1．法人の名称

独立行政法人労働者健康福祉機構

(参考) 解散する特殊法人等の名称 労働福祉事業団

2．法人の目的

療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 4 名、監事 2 名

(参考) 解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 4 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 療養施設の設置及び運営。
- (2) 健康診断施設の設置及び運営。
- (3) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営。
- (4) 未払賃金の立替払事業の実施。

(暫定業務)

- (1) 療養施設の一部、休養施設及び労災保険会館の移譲又は廃止。
- (2) 廃止する労働安全衛生融資及び年金担保資金貸付に係る債権の管理及び回収。

(参考) 解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 労働安全衛生融資
- (2) 年金担保資金貸付（独立行政法人福祉医療機構に移管。）
- (3) 休養施設及び労災保険会館の設置及び運営。

6．法人設立予定時期

平成 1 6 年 4 月 1 日

* 照会先 労働基準局労災補償部労災管理課（内線 5 4 3 9）